

平成27年9月定例会 総括審査会

宮本しづえ議員

委員	宮本 しづえ
所属会派 (質問日現在)	日本共産党
定例会	平成27年9月
審査会開催日	10月5日(月曜日)



宮本しづえ委員

日本共産党の宮本しづえである。

安倍政権は主権者国民の声を踏みにじる暴走を続けている。今国会で最大の焦点となった安保法制、いわゆる戦争法については、知事からも「本会議で国会において慎重かつ十分に審議されるべきもの。」との答弁があった。参議院の特別委員会では締めくくりの総括質問さえ行わず、圧倒的多数の国民の反対を押し切って採決を強行したことに怒りが高まっている。憲法の平和主義、立憲主義、民主主義をじゅうりんする戦争法は廃止するしかない。

日本共産党は、憲法の平和原則を取り戻し、違憲状態を解消するため、法案が成立した日に戦争法を廃止する国民連合政府の実現を呼びかけた。一日も早い実現を目指し、あらゆる努力を尽くす決意を表明する。

安倍政権の暴走は、原発政策にもあらわれている。改定された福島復興指針では、一律の避難解除、賠償の事実上の打ち切り、被災者支援の打ち切りといった方針を示し、被災県民を切り捨て、福島の原発事故も被害も終わったことにして全国の原発再稼働に突き進んでいることは本会議でも指摘したとおりである。直近の世論調査でも、原発再稼働に反対が58%を占めており、国民は原発の再稼働を認めていない。福島県民の切り捨ての具体化が始まっており、以下、具体的な問題について質問する。

改訂復興指針に対する県の対応についてである。

避難指示解除については、9月5日に檜葉町が全町避難解除となったが、インフラの未整備など帰還した住民からも生活できる環境が整っていないとの批判が根強くある。今後、他の避難区域でも順次、避難指示解除が行われようとしている。国は「十分な協議が前提」としているが、避難指示解除に当たっては、住民の理解と納得を前提にすべきと思う。そこで、県の考えを聞く。

避難地域復興局長

避難指示の解除は、除染の進捗、インフラの復旧などおおむね環境が整ったところから、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、国が判断することとしている。県としては、住民の理解が進むよう協議が行われるものと考えている。

宮本しづえ委員

賠償に関する問題についてである。

改訂復興指針は、営業損害賠償について今年8月以降は直近の1年分の200%を一括で支払うこととし、その後は相当因果関係が認められる特別の事情がある場合のみ継続するとしている。これは事実上の賠償打ち切りである。

ことし7月分までの請求を容易に認めない事例が相次いでおり、先月7日、私は、東京電力（株）が賠償を出し渋り賠償が継続されない被害者とともに、経済産業省及び東京電力（株）と交渉してきた。

昨年まで逸失利益の賠償が行われていたある小売業者は、ことしになって7年分の取引を証明する伝票の提出を求められた。交渉の場でその条件が示され、会場は騒然となった。税法ですら7年前にさかのぼることはない。何で被害者がそこまで証明しなければならないのかと怒りの声が一斉に上がったが、東京電力（株）はこの条件を撤回せず、事業者を直接訪問して確認することとなった。東京電力（株）が事業者を訪問すると、今度は売り上げの相当部分が確実に関連業者に販売されたことを証明する伝票を出せと言ってきた。レジで小売を行っている業者に誰に売ったかを証明しろということ自体、全く無茶な要求である。これが東京電力（株）が確認するとしている相当因果関係の中身であり、無理難題を求めて出せないなら賠償は打ち切るということである。別の事業者は、震災前からの取引先からなぜ発注しないのか理由を書いてもらい提出せよと求められている。

そこで、商工業等の営業損害に係る事業者への対応に厳しく抗議し、被害の実態に即した今までどおりの賠償を求めるべきと思うが、どうか。

原子力損害対策担当理事

商工業等の営業損害については、事故との相当因果関係が認められる減収分が賠償されるべきことは当然であり、引き続き、東京電力（株）に対し、損害の範囲を幅広く捉えるとともに、被害者の視点に立ち、事業の再建につながる賠償を的確に行うよう求めていく。

宮本しづえ委員

このような無茶なことについては厳しく抗議すべきと思うが、どうか。

原子力損害対策担当理事

先ほども述べたとおり、損害の範囲を幅広く捉えて、相当因果関係を求める場合であっても、事業者の過度の負担とならないよう簡易な手法を求めてきた。原子力損害対策協議会の中で、力を合わせてしっかり求めていきたい。

宮本しづえ委員

全県民が程度の差はあれ、さまざまな不安や悩みを抱えながらこの4年半を過ごしてきた。しかし、被害者として真っ当に扱われなかったことで、賠償が継続している避難者との間にあつれきが生じて、被災県民同士が対立する不幸な状態を生み出していると思う。被災者同士が協力し合い、良好な関係をつくることは、本県の復興にとって極めて重要なことである。

そこで、県は全ての県民が被害者であるとの立場を変えることなく、原発事故による精神的損害への賠償を求めるべきと思うが、どうか。

原子力損害対策担当理事

原子力発電所事故による損害については、これまで原子力損害対策協議会の活動等を通し、精神的損害はもとより、県内で生じているさまざまな損害について被害の実態に見合った賠償を行うよう国、東京電力（株）に求めてきた。

引き続き、個別具体的な事情への対応を含め、被害者の立場に立った賠償が的確になされるよう取り組んでいく。

宮本しづえ委員

県民の精神的損害に対する賠償をきちんと求めるべきではないかと聞いている。このことについて明確な答弁を願う。

原子力損害対策担当理事

精神的損害については、原子力損害対策協議会の活動を通じて被害の実情に応じた賠償を求めてきており、これまで一定の賠償がなされた。

今後も個別具体的な事情による損害への対応も含め、被害者の立場での賠償を求めていく。

宮本しづえ委員

原子力損害賠償紛争解決（ADR）センターへの申し立てにより、個別具体的な事情による損害に対応するには大変な努力が必要となる。大部分の県民が日々不安を抱えていることは事実であり、原発事故がなければ起きなかった問題である。この点を明確にして具体的な形で求めるべきであると思うが、どうか。

原子力損害対策担当理事

一定一律の賠償となると原子力損害賠償紛争審査会により指針への反映が求められてくる。審査会に対しては、県内の状況が日々変化していることから、本県を視察してもらい、現状把握をして実態に応じた指針の反映を今後も求めていく。

宮本しづえ委員

除染の徹底についてである。

8月の県議会の全員協議会で、国からフォローアップ除染のガイドラインを示すことは困難との答弁があった。県はフォローアップ除染のガイドラインを早期に示すよう求めているが、国はまともに応じようとしていない。

そこで、県は今後どのように対応していくのか。

生活環境部長

追加的除染については、国は、川内村等において事後モニタリング調査結果を踏まえ、雨どいの下や水の流れ道など除染効果が維持されていない箇所においてモデル的に実施している。

県としては、引き続き、それらの取り組み内容を確認するとともに、追加的除染の対象箇所や手法など具体的な仕組みを早期に示すよう強く国に求めていく。

宮本しづえ委員

除染によって出た除染廃棄物を自宅敷地内に仮置きし、保管している世帯は、県内で10万カ所に上る。中間貯蔵施設が整備されなければ、このまま継続せざるを得ない。

そこで、自宅敷地内での現場保管に対して、何らかの補償を求めるべきと思うが、どうか。

生活環境部長

除染土壌等の現場保管については、放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき、市町村が土地の所有者等に説明の上、仮置き場へ搬入するまでの当分の間、現場において、保管してもらっているものである。

今後とも市町村と連携を図りながら仮置き場の確保に努め、できるだけ速やかに除去土壌等を搬出できるよう取り組んでいく。

宮本しづえ委員

この問題は県民に我慢を強いており、県は何の補償もしないわけにはいかないと
の立場に立つべきではないか。

生活環境部長

住民からできるだけ早く搬出してほしいとの声があることは承知している。現場保管については、仮置き場の確保が進まない状況において、生活空間における線量の軽減を図るために、住民に説明して対応してきた。現在、市町村においては、早期に搬出するため仮置き場の確保に努めながら、徐々にその搬出を進めてきている。できるだけ速やかに除去土壌等を搬出できるよう市町村と一体となって取り組んでいく。

宮本しづえ委員

イノシシの対策についてである。

避難指示が解除された檜葉町で飼い犬がイノシシの集団に襲われて殺されたニュースは、避難者はもとより県民にも大きな衝撃を与えている。犬にとどまらず子供なども襲われる可能性があるだけに、どうもうさを増すイノシシの適切な駆除は、県民の安全確保と復興の重要な課題となっている。

そこで、イノシシ駆除の実施目標達成に向けた今年度の見通しを説明願う。

生活環境部長

イノシシの捕獲目標について、管理計画において年間1万7,000～1万8,000頭程度の捕獲を行うこととしている。これまでの有害捕獲と狩猟捕獲の捕獲対策に加え、県による直接捕獲を新たに導入し、さらなる強化を図ることとしている。

今後とも、市町村、関係団体と一体となり目標の達成に向けて捕獲に積極的に取り組んでいく。

宮本しづえ委員

イノシシ駆除隊に対する助成は狩猟か否か、また県内どこの市町村かを問わず、イノシシ捕獲に対して同じ助成が受けられる仕組みをつくとともに、助成金の大幅な増額を図るべきと思うが、どうか。

生活環境部長

イノシシ捕獲に対する助成については、有害捕獲や狩猟捕獲の対策を行っている市町村に対して、県から1頭当たり8,000円の助成を行っており、さらに市町村では額を上乗せしている。

各市町村の取り組み状況については、担当者会議等を通じて情報の共有を図るとともに、狩猟捕獲については、昨年度から3,000円増額したところであり、今後とも市町村と連携しながら捕獲の推進に努めていく。

宮本しづえ委員

福島市は独自に上乗せをして1頭当たり2万3,000円であるが、それでも足りないとの猟友会の声があるので、ぜひ増額を検討すべきと思う。

イノシシの処分方法については、相馬市にイノシシ専用の焼却施設を新たに設置する予算が計上されている。

そこで、焼却処理に当たって搬入経費の支援も必要と考えるが、どうか。

生活環境部長

イノシシの焼却処理に当たっての搬入経費等の支援については、有害捕獲及び狩猟捕獲についてのわな、銃弾の購入費のほか、埋設、運搬等処分に係る経費なども対象とする助成を行っている。

今後とも、市町村を初め関係機関と連携して、イノシシの適切な処分に努めていく。

宮本しづえ委員

イノシシ対策については、十分な予算を確保することが重要だと思う。これまで県の鳥獣被害防止総合対策交付金事業として電気柵等の施設整備が行われてきたが、今年度はこの施設整備の予算が要望額の78%と2割以上も削減され、捕獲のための予算も57%と半分近くに削減された。国は復旧事業ではないと説明しているようであるが、イノシシ対策は本県にとって明らかに復興関連事業そのものである。

そこで、鳥獣被害防止総合対策交付金を増額して大量に増加したイノシシ対策に取り組めるよう、国に予算増額を求めるべきと思うが、どうか。

農林水産部長

鳥獣被害防止総合対策交付金事業については、今年度の配分額が県の要望額を下回ったことから、追加配分について、6月に行った国に対する県単独の要望を初め8月には全国知事会による国への提案・要望など、さまざまな機会を捉えて要望してきた。

今後とも、必要な予算の確保について、国に強く求めていく。

宮本しづえ委員

福島市、伊達市、川俣町は共同で、国が金を出さないなら県で予算措置してほしいとの要望書を提出している。市町村に対しては、今年度の事業予定箇所を減らすのではなく、県独自で予算を増額してでも予定どおり事業を行えるようにすべきと思うが、どうか。

農林水産部長

鳥獣被害対策の予算については、国の補助事業に加え、今年度から県単独で、新たに複数市町村が広域で取り組む場合に支援できる事業を創設している。

宮本しづえ委員

電気柵の設置事業についてである。

国の基準では3戸以上のグループでないと補助対象とならないため、福島市では独自に1戸では3分の1、2戸では2分の1の補助を実施している。県としても3戸未満も助成対象とすべきと思うが、どうか。

農林水産部長

電気柵等の侵入防止柵については、個別に設置するよりも集落単位など共同で広域的に設置することが効果的な被害防止につながることから、国の鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱により、補助対象が規定されている。

宮本しづえ委員

福島市は今年度予算で9,000万円を計上し、6人の専任職員を配置して取り組ん

でいる。県としても対策課を設置し、専任職員を配置して本格的な取り組みを行う必要があると思うが、どうか。

農林水産部長

イノシシ被害対策の取り組みについては、平成19年度から県農業総合センターに専門職員を配置し、被害現場からの要請に応じ、効果的なアドバイスを行っているほか、今年度からは、本庁における専任職員、各農林事務所における複数の担当職員の配置など、体制を強化した。今後とも、昨年設置した野生鳥獣被害対策庁内連絡会議において関係部局が連携し、情報を共有しながら総合的な対策を講じていく。

宮本しづえ委員

新たな県民運動についてである。

県民運動検討委員会から、健康をテーマに新たな県民運動に取り組む方向性が示された。大震災と原発事故後の県民の健康悪化が指摘されている。震災前から本県の生活習慣病による死亡率が全国トップレベルにある問題が指摘されており、震災後さらに悪化しているのではないかと懸念されている。子供の不登校が過去最高になったこと、災害関連死が後を絶たないこと、また、自殺者の増加など、県民の命と健康を取り巻く状況の悪化が各分野から指摘されているだけに、健康問題を県民運動として提起した意義は大きく、時宜を得た運動だと思う。

県は文化スポーツ局任せではなく、文字どおり県民の健康に責任を負う保健福祉部が中心となり、必要な予算や体制をとって取り組みを進めるべきではないか。

そこで、新たな県民運動は、全県民を対象にした健康の維持、増進を図る取り組みにしていくべきと思うが、どうか。

文化スポーツ局長

新たな県民運動については、現在、有識者等による検討委員会において検討中であり、これまでの議論では、「健康」をキーワードとした方向性が示されている。

県としては、新たな県民運動が県民にとってわかりやすく、誰もが参加しやすい県民運動となるよう、さらに検討を進めていく。

宮本しづえ委員

原発事故との関連においても、県民負担をなくして各種検診、とりわけがん検診の受診率を向上させるべきと思うが、どうか。

保健福祉部長

がん検診費用の無料化については、実施主体である市町村の判断によるものと考えられる。県としては、県民の受診を促すボランティアの育成や、市町村が行う個別受診勧奨への技術的支援に取り組むなど、積極的に受診率の向上に努めていく。

宮本しづえ委員

受診率も自己負担も自治体によってかなり開きがある。例えば福島市と郡山市を比較すると、がん検診の自己負担では2倍の開きがある。この乖離を解消するためには、市町村任せではなく、県が役割を発揮すべきではないか。

保健福祉部長

それぞれ市町村の判断において、無料化または料金に差があるのは指摘のとおりであるが、受診率は必ずしも料金と連動していないので、県としては各種啓発、広報により、受診率の向上に努めていく。

宮本しづえ委員

関連性はない旨の答弁であるが、例えば自己負担がゼロの檜枝岐村ではがん検診の受診率は100%であり、相関性があると考えられるべきと思う。

県民の健康維持、増進にとって保健医療従事者の養成は重要である。今定例会に理学療法士、作業療法士、臨床検査技師及び診療放射線技師を養成する大学課程の設置を進めるため、基本構想策定の予算が計上されたことは前進である。しかし、大学は卒業までに4年かかることから、この養成施設を早期に整備すべきと思うが、どうか。

保健福祉部長

保健医療従事者養成施設の整備については、高齢化の進展に伴う医療、介護需要の増大や、高度化、専門化が進む医療環境に対応するため、より質の高い保健医療従事者を養成、確保する必要があることから、施設の設立理念、設置方法、規模等、整備に際しての基本構想を年内を目途に策定するなど、速やかにその具体化を図っていく。

宮本しづえ委員

保健医療従事者養成施設の整備については、復興事業の一環として国に財政支援

を求めるべきと思うが、どうか。

保健福祉部長

原発事故の影響により県外流出したことに伴い、医療従事者が不足している。その一方、避難の長期化などに伴い、要介護者が増加しており、医療従事者の必要性はますます高まっていることから、保健医療従事者養成施設の整備の財源については、国の財政支援が不可欠であると考えます。

県としても、既存の基金の積み増しや新たな支援制度による財政措置を講ずるよう国に対し要望しており、今後とも強く働きかけていく。

宮本しづえ委員

最後に、大雨による被害対策について聞く。

9月9～11日に全県を襲った大雨は、県内各地に大きな被害をもたらした。被害は深刻であり、復旧を円滑に進めるためには、激甚災害の地域指定が必要なことから、県の一層の取り組みを求めたい。

宅地や農地の被害に対して、伊達市や川俣町のように市町村が独自の支援を行っているところもある。川俣町議会では、本日、補助率を3分の2、限度額を20万円から30万円に引き上げ、100万円以上の被害については限度額を50万円とする支援制度を議決したようである。農地については、小規模な被害が多数あり早期の復旧が望まれるが、国は農地の災害復旧を制度化しているものの、市町村や農家に十分周知されていない。

そこで、農地の小規模災害について、農家の負担軽減のために県はどのように取り組むのか。

農林水産部長

大雨による農地の小規模災害については、その被害の程度により、国の農地等小災害復旧事業を活用し、市町村事業として対応が可能となっている。

現在、各農林事務所が詳細な被害状況の取りまとめと具体的な災害復旧対策について市町村と調整しており、農家の負担軽減のためにも、この事業が積極的に活用されるよう、市町村や農家への周知に努めていく。

宮本しづえ委員

宅地の土砂災害についても支援策を創設すべきと思うが、どうか。

危機管理部長

大雨により宅地に流れ込んだ土砂の撤去については、県内4市町村において、復旧に要する費用の助成を行っていると聞いている。

県としては、今後、支援を行っている市町村の状況や他の市町村の動向なども聞いていく。

宮本しづえ委員

実施状況を聞きながらとのことであるが、川俣町は相当思い切った独自の支援策を実施している。ぜひ、これらを支援する独自の制度を創設することを求めて質問を終わる。